

青果物の産地間競争と規格・検査

福島県・山梨県のももを対象にして

誌名	北海道大学農経論叢
ISSN	03855961
著者名	美土路,知之 三島,徳三
発行元	北海道大学農学部農業経済学教室
巻/号	41集
巻号補足	
掲載ページ	p. 229-259
発行年月	1985年2月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター

Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



青果物の産地間競争と規格・検査

——福島県・山梨県のももを対象にして——

美土路 知之・三 島 徳 三

目 次

はじめに	229
I. ももの市場動向と産地間競争	231
1. ももの需要	231
2. ももの供給・出荷	232
3. ももの産地間競争	233
4. 小 括	237
II. ももの全国規格と山梨、福島の規格・格付け	238
1. 全国標準規格	238
2. 山梨県の規格	241
3. 福島県の規格	243
4. 小 括	247
III. ももの規格・格付けの性格—産地の対応と関連させて—	248
1. ももの価格形成と規格・格付けの性格	248
2. ももの共選体制と規格・格付け	254
3. 小 括	257
おわりに	258

はじめに

本稿の課題はももの産地間競争と、その下での規格・格付けについて考察することにある。

ももは果実のなかでも次のような特性をもつ。すなわち、第1に、その軟弱性から収穫、出荷、流通それぞれの作業の上で特別の注意を要すること。第2に、病害（せん孔病、灰星病）¹⁾に弱いこと。第3は、品種改良や熟性

1) せん孔病はももの葉や果実に針を通したような穴のあくウイルス性の病害で、収穫期が冷季（20℃以下）になったときに発生しやすい。福島などで被害が大きい。また逆に、灰星病は収穫期が暑季（28℃以上）にあったときに発生しやすいのであるが、これもウイルス性の病害である。灰星病の病果は数時間のうちに腐乱し、感染力が強

分化（早生種～晩生種）から多品種栽培²⁾となっていること。同時に、品種の異同に関係なく個体差が大きいことも指摘される。また第4として、経営・技術的には①労働集約的性格と相まって、栽培技術的にも難しい果樹の一つにあげられている。②多年性（20年生程度）作目として、品種の更新問題が個別経営のなかでポイントになっている。このことと関連して、③更新後本収穫に入るまでは3～5年の経済的ブランクが生ずる。そのため、④1戸当り50～70a未満の経営規模が大半を占める零細果樹農家にとって、この「ブランク」が痛手となっている、等々である。

ところで、以上の諸条件に規制されて、もも産地が展開しているのであるが、その一方で販売面ではいかなる条件下にあるのだろうか。いうまでもなく、産地の形成は共同販売を通じた市場対応を必然化する。市場対応に際しては個別生産者（もも生産農家）から集荷されたものの一定の荷まとめが前提となる。したがって、その荷をまとめる上で一定の基準が必要となるのであるが、これがものの規格（等級、階級）化の契機となっている。

だが、こんにち、青果物をはじめとした産地間競争の激化が一層進行してくるなかで、「規格」化は商品差別（産地銘柄、品質）の手段とされている現状にある。本稿ではこうした実態をとらえるなかで、ものの規格化・格付けの役割と性格をめぐって考察して行きたい。これが本稿の中心的課題である。

以上をもも市場の全国動向と山梨・福島の2大産地の実情と関連させて検討することにする。行論の順序は次のとおりである。

第1は、ももの全国的な市場動向を踏まえ、山梨・福島を中心に展開されている産地間競争激化の様相について述べる。

第2に、農水省によって進められてきた全国規格化の推進と2大産地の規格の現状について踏まえておく。

い。山梨で多く発生しているが、現在、決め手となる薬剤もなく、この病害を克服できれば3割以上の増収となるといわれているほど被害は深刻である。山梨では灰星病のチェックを厳しくし、病果の出荷者にはペナルティが課せられているケースが多い。しかし、感染初期の病果は病巣部の発見が困難（直径1mm以下である場合が多い）をきわめている。

2) これらのうち主なものを巻末の補表に掲げておく。

そして第3に、現行規格がものの生産・流通に果たしている役割と問題点についてみて行く。なお、この点についてはものの価格問題（価格形成と価格格差）と出荷団体を中心とした共同選果体制の問題の2点に注目して整理する。

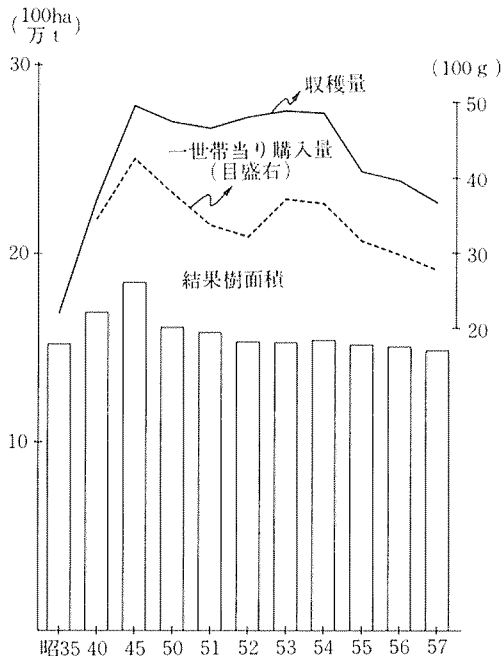
I. ももの市場動向と産地間競争

まず、ものの需給関係からみていこう。図-1 はものの1世帯当り（全国、勤労者）の購入量、ものの結果樹面積および収穫量を示したものである。

1. ももの需要

ものの需要（消費）は昭和42年をピークにして増減の傾向が分かれている。図にも現われているとおり、昭和40年代後半以降は減少傾向にある。すなわち、1世帯当り年間購入量

でみると、昭和42年4.54kg、その後は48年まで3.5～4.4kg内外に停滞しはじめる。そして昭和49年以降には明らかに減少へと転じ、55年までは3kg台で推移し、ついには56年に2.99kg、57年2.79kgへと落ちこんできた。これはひとつには、オイルショック以降の消費不況のもとで、嗜好品的性格の強い果実の購入減が主たる要因となっていること。またふたつには、果物間の代替消費が進み、「皮をむいて」食べる果実から「皮をむかないでも食べられる」果実への消費転換がみられること。このことと



注：一世帯当り購入量のみ総理府「家計調査」，
それ以外は農林省「果実出荷統計」より作成。

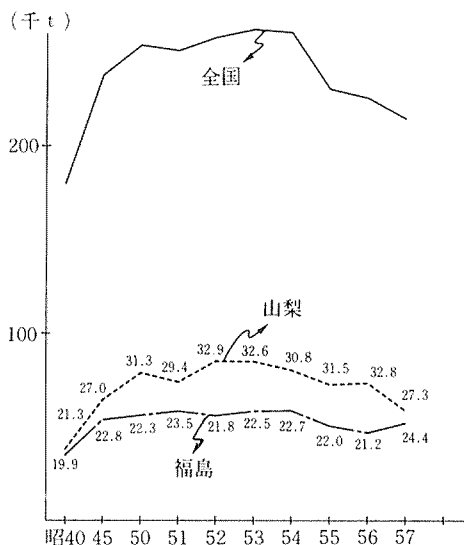
図-1 ももの需要動向

関連してみつつには、ももの「消費者離れ」が進んでいることも指摘される。いわゆる促成栽培³⁾の普及とともに、出回り期間が延長され、その結果「旬」（季節感）の喪失や、実質的な品質低下（食味をはじめとして）などにより「消費者離れ」の傾向がここ数年来表面化してきている。

2. ももの供給・出荷

以上のような需要サイドからの条件に規定されてもも生産にも減退傾向が現われはじめている。まず、結果樹面積では昭和43年の1万9千haをピークにして、50年代には約20%減となってきた。そして昭和57年にはついに1万5千haをも切っているのである。一方、収穫量では昭和40年代後半より停滞がみられるのだが、注目されるのは近年の急減であろう。昭和40年代半ばから10年間くらいのももの収穫量は26～7万t水準であった。ところが昭和55～57年にかけて20万t前半台へと年々減少している。これは天候不順などの気象条件によるところも大なのであるが、同時に老木化による収量低下も加わって、ももの供給量は減少へと向ってきている。

つぎに、ももの出荷量をみたのが図-2である。いうまでもなく、収穫量の減少とパラレルな動きを示しているのであるが、他方で出荷率（出荷量／収穫量の比率）が高まっていることが指摘される。昭和40年の78.8%から、50年代では94%へと15%近い上昇がみられる。これは摘果技術の向上をはじめとして収穫・出荷の歩留りの高まり、および自家用消費の減などが考えられる。いずれにしても



注：1.農林省「青果物出荷統計」より作成。
2.図中の数値は全国シェア（%）。

図-2 ももの出荷量

3) 同様に、抑成栽培もすすめられてきているが、総じて収穫期の前進化が特徴的である。

近年のものの需給条件のもと、産地側では生産量は減らしつつも、商品化率をあげてきてることが特徴付けられる。

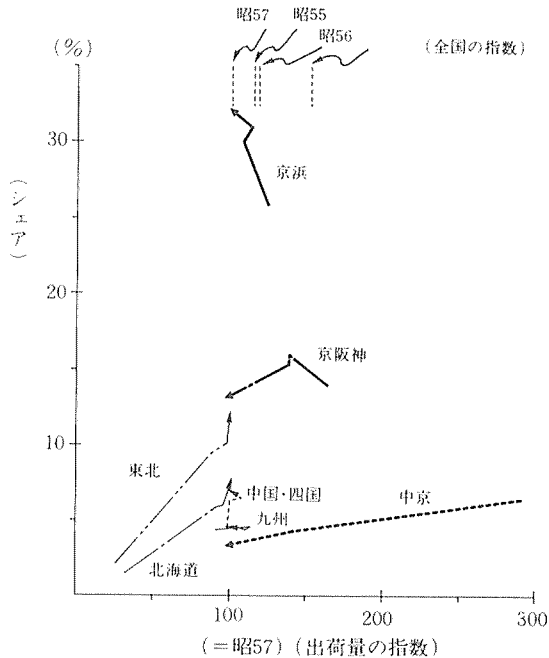
また同図から2大産地である山梨・福島両県の出荷量とシェアをみると、全国1位の山梨県は昭和53年の8万6千tをピークに、57年の5万9千t水準にまで出荷減となっている。全国シェアでも32.6%から27.3%へと5.3ポイントの低下がみられる。これに対して福島県は不昨年であった昭和55年から57年を別として、ほぼ5万6千～5万9千tの出荷量で推移しており、全国シェアでは山梨県のそれに近付いてきた。いま両県のシェアの開差をみれば、昭和40年、45年には2.4%、4.2%であったが、50年代前半は9.0～11.1%へと開いてきている。だが、近年では再び接近しつつあるといえよう（ただし、昭和56年は福島が不作であったため10%をこえる開きがみられるのだが）。

かようにして、昭和40年代半ばすぎからも消費は減退傾向局面に入っており、ものの生産・出荷は停滞もしくは後退へと追いこまれてきた。それは同時に、限られた需要量をめぐっての産地間の競争がよりシビアな形で顕在化していると見てよい。

3. ももの産地間競争

図－3はもも主産県の出荷先の構成（縦軸）と、出荷量の指数（昭和57年基準、横軸）をみたものである。横軸に対して右向きの矢印を描いたときは出荷量の増加を示し、左向きの場合は減少となる。昭和57年の100.0を基軸してみると、これをこえる数値の地域では概して左向きの減少カーブとなっている。これに対し、100.0を下回っていた地域において出荷量の増加がみられる。

いま地域別にみれば、京浜・京阪神、中京などが出荷量の減少地域で、逆に増加がみられるのは東北・北海道である。出荷量減少地域でも中京・京阪神の2地域はその動きの巾が大きく、しかも全国シェアの低下がみられる。京浜は出荷量減少地域となっているが、概してその巾は小さく、全国シェアの上では昭和50年の26%から57年には32.1%へと6ポイントの上昇がみられる。これら以外で注目されるのは東北・北海道である。東北は出荷量の実数で4千t弱（昭和50年）から1万4千t（57年）へと3倍増となっている。全国シェアも上昇を示し、2.2%から12.2%へと10%のアップがみられる。同様に出荷量、全国シェアがともに増加している北海道では、それぞれ3千t



注：農林省「果実出荷統計」より作成。

図一3 主産県の出荷市場の構成（推移）

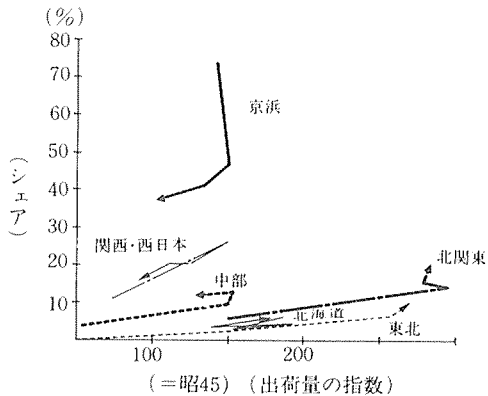
弱から8.6千tへと約3倍の伸び、全国シェアは1.6%から7.3%へと上昇している。

このように、主産県産のものの出荷は京浜地方を中心としつつも、これに続く大都市・大消費地の地位低下と入れ換えに、東北・北海道へと出荷市場の北上が進んできているのである。以上の動きを再整理するならば、第1に、昭和30年代から40年代半ばまでのもの市場の需給拡大過程では大都市・大消費地向け出荷が進められ、京浜・京阪神・中京の地位がきわめて高かった。第2に、その後昭和45年から50年代初頭の停滞期を経て、需給量が縮小しはじめ、それまでの出荷パターンが変化してくる。それは京阪神・中京の大消費地志向型の出荷パターンから東北・北海道が新興の消費地として抬頭してきている点が指摘されよう。しかもそれは第3として、こうした出荷構成の変化は当然のことながら、主産県（産地間）の競争と市場争奪のなかからも

惹起されているとみて差支えない（後述する）。

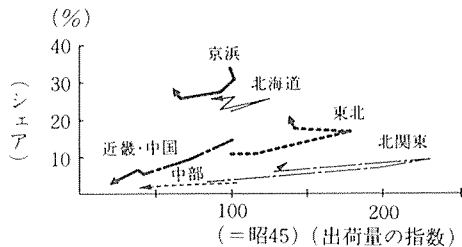
そこで次に産地の側からみた出荷動向を検証しよう。図－4は山梨県のももの約7割を出荷している果実農業協同組合連合会（以下山梨果実連と略）取扱いの地域別出荷動向をみたものである。これによれば、京浜市場への出荷率が高かったのだが、昭和40年以降のシェアは年々減少を辿っている。すなわち、昭和40年には果実連取扱いの73.6%は京浜向けであったが、57年には40%にまで下ってきており、56年、58年では30%台をも割っている。とりわけ、昭和45年以降の出荷量の減退傾向が著しい。京浜に続く関西・西日本方面への出荷動向も昭和45年を境に頭打ちになっている傾向が読み取れる。先の図－3でみた大消費地向け出荷量の減少は、山梨でより顕著な表われ方をしているのである。これらに代って、北関東・東北・北海道への仕向け量はかなり増大してきている。なかでも北関東・東北は昭和45年当時の出荷量の2倍をこす伸びを示し、山梨もの出荷先としてのウエイトを高めてきているといえよう。つまり、大都市市場での需給規模の縮小と産地競争から、北関東・東北さらには北海道への分荷が進められてきているのである。

一方、全国第2位のもも産地である福島はどうか。図－5は福島県経済連（県内産の約6割を扱う）の地域別出荷をみたものである。福島ももはもともと、京浜市場向け出荷のウエイトが低く他地域と



注：山梨県果実連資料より作成。

図－4 山梨県果実連の地域別出荷動向



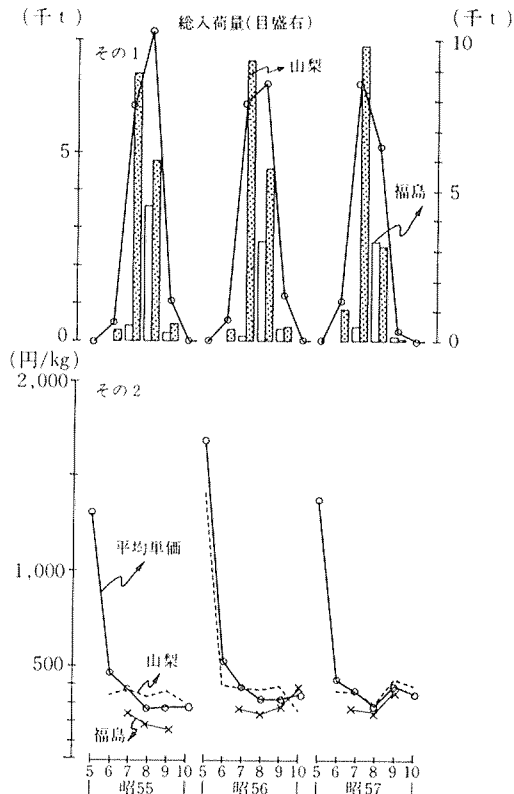
注：福島県経済連資料より作成。

図－5 福島県経済連の地域出荷動向（昭45、50、55、56、57）

のシェアの差は山梨ほどには大きくはない。だがここでも、京浜・近畿・中国・中部への出荷量は減少している。また生食ももの北限的性格にある福島では、地理的要因もあって北海道への出荷割合が高い。近年では京浜市場方面への出荷シェア25.9%(昭和56年)~26.6%(57年)ともクロスする26.2%, 25.4%の割合が北海道向けによって占められてきている。また、東北向けの出荷割合も昭和57年で18.2%に達しており、これに県内市場の11.7%を加えれば、実質的な東北地方の出荷シェアは他を上回ることになる。

こうした地域別分荷が進行する契機には、大都市、大消費地市場での産地間競争に対応して、産地側で出荷先の調整を進めてきたことが指摘されよう。

つぎに山梨・福島両県の最大の出荷市場となっている東京中央卸売市場の動向に焦点を当てて考察していこう。図-6は昭和55年から57年の3ヵ年の月別入荷量と価格の動きを示したものである。これによれば、ももが市場に出回る最盛期は7~8月である。3年間の平均値でみても、全シーズン(東京市場に入荷のある期間)の44%が7月、45%が8月に集中している。山梨産のももが市場に出回るのは6月から10月にかけてであるが、山梨の市場シェアが高くなるのは6月以降である。東京市場への入荷量の少なかった昭和55年、56年度でも4割のシェアで300t以上、そして58年では800tで全体の6割強に達している。さらに翌7月に入



注：東京都中央卸売市場年報より作成。

図-6 東京中央卸売市場のももの月別平均単価

ると、山梨ももの出荷がピーク時に入るため、東京市場の9割(7,000t以上)をこえる数量が上場されてくる。一方、福島県産のもものは7月下旬から出荷が開始されてくる。したがって、7月下旬から9月にかけての約2ヵ月の間が、これら2大産地の激しい競争が展開される時期となっている。なかでもシーズンを通じて東京市場への入荷が最も多くなる8月には、福島ももの出荷ピークとも重なり、2産地間の競合はし烈をきわめる。このときの山梨のシェアは4～5割、福島が2～3割となっており、東京市場の7～8割の量が両県で争われることになる。9月に入ると総入荷量じたい大巾に減少して、競争も鎮静へと向うのであるが、なおも前月までの余波は持越されているとみてよい。

このように、山梨・福島両県の産地間競争は7月下旬から8月にかけての時期をピークに7～9月の2ヵ月間に激しい攻防が繰り返されているのである。

一方、先に示した図-6から価格(kg単価)関係を見れば、ほぼ全期を通じて平均価格を上回る価格水準を実現している山梨に対して、福島はこれを下回る傾向が明かである。すなわち、昭和55年から57年の3ヵ年平均を月別価格でみても7月の平均市場単価374円に対して山梨367円、福島264円。8月ではそれぞれ290円、371円、231円となっており、山梨・福島のkg単価の差は歴然たるものがある。こうした価格差は多くの場合、他の市場(月別)でも共通した傾向となっている。この要因として次の諸点が挙げられる。ひとつには山梨県のもものは産地銘柄を確立しているものが多く、これによって市場での評価が高いこと。これに対して、ふたつには、福島産もものは市場出荷の始る7月ころは小玉のものが多く、このため市場での評価が低いこと。またみつには、地理的条件(暖地性果実であるももの自然立地、市場との距離関係)などから、両県の価格差が生じてくること。などである。

4. 小 括

以上、本節ではももの市場動向と2大産地である山梨・福島の産地間競争の概要について考察してきた。第1に、こんにち、もも消費が減少する局面を迎えて、需給規模が総体的に縮小してきていることを明らかにしてきた。第2に、そうしたなかで産地の側では大都市、大消費地向け出荷主体から他地域への分荷を進めてきている。そして第3には、市場の入荷量が増加する7月から8月にかけて、2大産地である山梨・福島両県の産地間競争がピー

クに達していること。第4に産地銘柄の確立や地理的諸条件などに規制されて、山梨ももと福島ももの間に価格差が生じていること。などを指摘した。

こうした条件のもとで産地間競争が繰り広げられているのであるが、そこでは品質差に基づく商品「差別」競争が深化する契機を内包しているものとみられる。そして、この「差別」化の尺度としての規格問題が競争上の一つの手段となりつつあるのが現状となっている。すなわち、規格の厳選競争や特選ブランド化などが各産地ごとに錯綜し、等階級呼称の不統一や混乱が全国的規模で派生してきているのである。さらに、包装（容器）の多様化美粧化など、本来は品質に直接関連しない分野にまでも差別化競争が及んでいる。これらを調整、規制することが社会的要請となってきたのである。

こうしたことを、背景に、規格ならびに包装の標準化が農水省を中心に打出されてきている。次節ではこの全国規格化の動きと、山梨・福島で行われている規格・格付けについてみていきたい。

Ⅱ. ももの全国規格と山梨、福島規格・格付け

1. 全国標準規格

果実の全国規格はみかんを中心にして標準化が進められてきた。すなわち、昭和37年に温州みかん、かき、りんごについて規格が設定される。続いて昭和38年に夏みかん、39年にはっさく、ネーブルオレンジ、ももが、翌40年に伊予かん、43年がぶどう、合計で10品目について規格の標準化が計られてきた。

これらの果実の全国規格化が進められてきた背景は、第1に、農基法農政のもとにあつて、選択的拡大品目である果樹農業振興とともに、産地の大型化、広域化が促進されてきたこと。第2に、栽培面積、収穫量ともに拡大され、共選体制の整備、とりわけ共選場の大型化・効率化が求められてきたこと。これが選果機の普及や荷造りの簡素化を進めるうえで一定の規格（基準）を必要としていた。さらに第3として、輸送合理化のうえからも包装の軽量化（段ボール化）と荷姿の標準化（包装資材の規格化）が求められてきたこと。などであった。

しかし、もものばあい、昭和40年1月の農林省農林経済局長、園芸局長通達「ももの全国規格の設定について」が出されたものの、その普及はあまり

進展をみない。それはひとつには、もも自体のもつ軟弱性から選果機の導入および普及が遅れ、共選体制が十分に整備されなかったことによる。また、戦後、昭和27年から30年にかけて産地形成を進めていた山梨県は、当時の県独自規格（次項で述べる）を固持しており、全国規格とは一線が画されていた。このため他の主産県でも全国標準規格化には消極的であった事情による。

以上のような状況のもとで、行政の側でも指導の決め手を欠き、先の局長「通達」で設定された2等級の品位基準と7階級の大小基準の大枠が提示されたにすぎない。その後、昭和40年代半ばころから生じてきたものの流通条件の諸変化から、全国規格の見直しが始められてくる。この間の条件変化とは、①トラック輸送への転換、②卸売市場での大量（見本）取引の進展、③スーパー進出に伴う市場取引の変化などである。これに加えて、産地間競争の激化が深刻になるなかで、厳選競争や過剰包装問題が生起してきた。

農水省では全国規格の見直しによる改正を計るため、果実規格設定事業に着手し、日本園芸農協連合会（日園連）に検討を委託している（昭和52年）。ももについては日園連が昭和54年に検討結果（改正案）を提出し、それを受けて農水省では生産県、関係団体との意見調整に入っていた。これが昭和57年9月の農蚕園芸局長、食品流通局長通達「『果実の全国標準規格の設定について』の一部改正について」（「新全国規格」と略）として打出されてくるのである。この通達により、県条例などによってももの規格を設定している県をはじめ、それ以外の生産県に対しても「新全国規格」移行への指導が行なわれている。「新全国規格」の主県4県への普及状況は次のとおりである。

- ・山 形 県 条例（昭和43年4月）から改正
- ・長 野 県 要綱（昭和50年8月）から改正
- ・福 島 県 要綱（昭和56年4月）のまま（一部改正）
- ・山 梨 県 条例（昭和30年9月）のまま（未改正）

みられるとおり、2大産地の山梨、福島は未改正である。これは双方の県で、直接の産地競争相手の動静を互いに注視、牽制し合っていることによる。いずれにせよ、この2県が「新全国規格」に移行しない限りは、実質的に全国標準規格の一本化は困難な状況にある。

ところで、今回改正された「新全国規格」では、①品位基準、②大小基準、

③包装基準が示されている。表－1はそのうち品位基準について抜き出したものである。品位基準は「等級」の呼称であって、外観の基準によって「秀」、「優」が規定されている。「新全国規格」からは欄外に注記されているとおり、秀、優2等級に加えて「良」の呼称が実質的に認められている。これら秀、優および良は文言上の区別はあるものの、実体的には必ずしも明確な基準(尺度)とはなっていない。また、大小基準は「階級」区分であってL、M、Sで示されるが、ここでは3Lから2S(SS)まで6階級が設定されている。階級区分は1箱当りの個数と1果当りの果重が基準とされており、等級区分よりも尺度は客観化されている。同時に、1等級1呼称に統一されているため、区分は単純化されている(なお、3L以上の大玉については1箱当り13個、15個、16個の場合のみ個数表示が許されている)。

表－1 昭和57年改正の「新全国規格」

1 品位基準

等級呼称 事項	秀	優
玉ぞろい	異なる大きさ区分のも のが混入しないもの	同 左
色 沢	品種固有の色沢が秀で なもの	品種固有の色沢が優良 なもの
重欠点果	混入しないもの	同 左
軟欠点果	ほとんど混入しないもの	著しく混入しないもの

2 大小基準

大呼 称 区 分	も も (ネクタリンを除く。)	
	1箱の個数	1果の基準果重
3L	18個	280グラム
1.L	20	250
L	22	230
M	25	200
S	28	180
SS	32	150

注 1 優に該当しないもので、商品性を有するものは「良」と呼称して出荷することができる。

2 表中の波線(~~~~)は筆者による。

表－2は階級区分の分類について「新全国規格」、「旧価格」と山梨、福島の現行階級とを比較したものである。みられるとおりM以下の中～小玉については概ね統一されているが、Mをこえる階級区分についてはそれぞれ異なっている。これは産地間競争のなかで、主産県での大玉志向が「差別化」手段とされており、L～3Lクラスについて基準が上げられてきていることによる。

以上の品位ならびに大小基準の他に包装基準が設定されているが、包装用

表一 2 階 級 区 分 の 規 格 表

(上段は表示方法
下段は1箱玉数)

新全国規格 S 57.9 設定	13個	15個	16個	3 L	2 L	L	M	S	2 S
	13	15	16	18	20	22	25	28	32
(旧規格)	3 L	2 L		L		MA	M	S	2 S
	13	15 ~ 16		18 ~ 20		22	25	28	32
山梨県の規格	13個	15個	16個	18個	20個	22個	25個	28個	32個
	13	15	16	18	20	22	25	28	32
福島県の規格	3 L	2 L		L		MA	M	S	2 S
	13	15 ~ 16		18 ~ 20		22	25	28	32

の箱の大きさ(内法)材質、製函方法(ひれ合わせ)、通風・通気のための穴、バック穴の寸法、等についても標準が示されている。

2. 山梨県の規格

山梨県は戦後、養蚕の後退とともに桑園からぶどう、ものの果樹作転換を進め、ものの産地形成が急速に展開していった。この過程で共選体制を整備し、全国的にはもっとも早くから独自規格を県条例で設定している。その歩みを示したのが表一3である。まず、昭和30年8月に制定された条例(「山梨県規格条例」)によって規格基準が定められている。「条例」の性格からして、罰則規定などが盛り込まれ、その施行・運用については厳格であったといえる。当時の規格は、みられるとおり品種別に大小基準(特、山、果……の階級)が設定されるに留まり等級はまだなかった。また包装は本箱に木藻(緩衝材)を詰めた平箱(4kg詰め)と大箱(10kg詰め)の2様が定められていた。こんにち、市場評価の高い山梨ものの信頼性を獲得する上で、こうした規格化は一定の役割を果たしてきたとみてよい。

その後、昭和36年には等階級を分離させて3等級、6階級が設定される。これは昭和32年から38年にかけて、りんご用の選果機を改良・導入するために、りんごの等階級に範を求めた結果である。次いで昭和40年には日園連の指導により段ボール化が進められ、これに合わせて階級区分が手直しを受ける。さらに昭和40年代半ばすぎから本格化する産地間競争に対処して、大玉

表－3 山梨県ももの規格化の歩み

昭和	県条例制定										
30		布目早生	岡山早生, 白鳳		大久保, 箕島, 馬場, 高陽, 白桃						
		倉方			※平箱			大箱			
		個数 最低	個数 最低		個数 最低			個数 最低			
	特 山 果 農 協 花	20 45	18	54	15	70	48	70			
		23 40	21	45	18	60	56	60			
		26 35	24	38	21	50	68	50			
		28 30	27	32	24	45	75	45			
		30 28	30	28	27	38	90	38			
		上		以		外					
	注：※平箱（木箱／木藻）の4kg詰め。										
36	等級設の分離										
	秀, 優, 並	2 L	L	M	S	2 S	3 S				
		15	16~18	19~22	23~24	25~27	28~30				
40	段ボール化 5kg（1段階）, 10kg（2段階）, ——10kg箱主流。										
		2 L	L	M	S	2 S	3 S				
	秀, 優, 並	16	18~20	22~25	28	32	36				
		(16, 15, 13)									
49	22→MAを分離 M（ 25→M										
49	5kg箱への一本化										
58	等級の規格基準を上げる										
59	個数表示へ 13, 15, 16, 18, 20, 22, 25, 28, 32, 36										

果志向を強めはじめるのであるが、49年にはM階級からMAを分離させている。すでにこのころから産地間競争に対して、条件に応じて規格基準を変更させてきているのである。その表われが5kg箱一本化（包装基準）であるし、等級（品位基準）の強化や、大小基準での大玉果志向——最近個数表示へ切り換えてきているのもL玉以上の大玉果を明確に峻別するねらいがある——などにみられる。

つぎに現行規格についてみていく。表－4で示したとおり、等級区分では

青果物の産地間競争と規格・検査

表-4 山 梨 も も の 規 格

1 等級（品質）区分		2 階級（個数）区分	
秀 優 良	同一品種で、品種固有の形状を備え、色沢が秀でたもので、玉ぞろい及び外観が <u>優れ</u> 、病虫害果がなく、 <u>適熟で熟度一様のもの</u> 。	3 L	
	同一品種で、品種固有の形状を備え、色沢が <u>優れ</u> 、玉ぞろい及び外観が <u>良好</u> で、病虫害果がなく、 <u>適熟なもの</u> 。	L L	16穴以下
	同一品種で、品種固有の形状を備え、 <u>色沢及び玉ぞろいが良好</u> で、病虫害果がほとんどなく、 <u>熟度が良いもの</u> 。	L	18, 20
		M	22, 25
		S	28
		S S	32
		3 S	36
3 容器及び内容量 略		4 包 装 略	

3等級となっている。等級を分ける基準は色沢、外観、熟度の3つで、いずれも検査当事者（検査格付け員）の主観的判断に任されているといつてよい。ここに設定されている基準は最低線とされており、実際に選果場で判定されるばあいにはこれ以上に厳選されている。産地銘柄を確立している地域・農協ほど厳選化が顕著である。なお、表に示した等級区分は昭和58年に改正を受けているが、それまでの等級では先ず秀級が定められ、秀に劣ったものが優に、秀・優に該当しないものが並にといったように上位等級規範となっていた。今回の改正では優の基準を厳正化すると同時に、連動して秀の下限も引上げられている。

階級区分では7階級10呼称になっているが、階級によっては複数呼称（Lの18個と20個など）のものもあり、これについても昭和58年度から階級を廃止して個数表示のみの呼称区分へ切り換えられてきている。なお、階級区分は選果機で機械的判定が可能であるため、その基準はある程度客観化されている。ただし、品種によっては1果重の差があるため、この点を勘案して果重（基準）が設定されるケースが多くみられる。

以上の等・階級区分の他に、県規格では容器及び内容量、包装の2基準が示されている。しかし、規格の厳選化という点では等・階級の基準が最も重視されている。

3. 福島県の規格

福島県の規格は昭和56年4月に制定された福島県青果物標準出荷規格実施要綱（以下「要綱」）によっている。この点、山梨のような県条例によって

拘束力をもつ性格にはなく、この意味では自主規格的性格下にあるといえよう。また、この「要綱」の対象となっている品目は果実だけでも12にものぼり（山梨は8品目）、福島県の果樹農業の多種生産をうかがわせている。福島のもも生産の沿革は戦前までさかのぼるが、現在のような「水蜜桃」系品種が定着するのは昭和40年以降である。養蚕が後退し、桑園地が果樹作に転換する過程でももが導入されてくるが、暖地性落葉果樹であるものの産地としては北限地帯となっている。もも作地域は福島市および周辺部（北東部）に限られており、しかも水田と果樹の複合経営が多い。加えて、ももが導入

表-5 福島県のももの規格（昭和58年度）

1 品 位 基 準

事 項	等 級	秀	優	良
玉 ぞ ろ い		大ききの階級区分のいずれかに該当し、異なる大きき区分のものが混入しないもの。		
色 沢		別表に掲げる品種にあっては、同表秀級に定める着色割合に適合し、その他の品種にあっては品種固有の熟色 <u>優秀</u> なもの。	別表に掲げる品種にあっては、同表秀級に定める着色割合に適合し、その他の品種にあっては品種固有の熟色 <u>優良</u> なもの。	別表に掲げる品種にあっては、同表秀級に定める着色割合に適合し、その他の品種にあっては品種固有の熟色 <u>良好</u> なもの。
重 欠 点 果		混入しないもの。	同 左	同 左
軽 欠 点 果		<u>ないもの。</u>	<u>ほとんどないもの。</u>	<u>おおむねないもの</u>

(別表) 着 色 割 合

品 種	等 級	秀	優	良
布 目 早 生		30 % 以上	20 % 以上 (15)	10 % 以上
砂 子 早 生		50 %	40 % (20)	20 %
倉 方 早 生		80 % (70)	60 % (40)	40 %
白 鳳		70 % (60)	50 % (20)	20 %
あ か つ き		80 % (70)	60 % (40)	40 %
大 久 保		80 % (70)	60 % (40)	40 %
白 桃		50 % (30)	30 % (15)	20 %
西 野 ・ 山 根 馬 場 ・ 高 陽 白 桃		70 % (50)	50 % (20)	20 %

2 1 果の等級別基準

事項	等級	秀	優	良
形 状		<u>秀</u> いでたもの。	<u>優</u> れたもの。	<u>良</u> 好なもの。
病 虫 害		被害のないもの。	同 左	黒星病等の斑点性病害に あつては殆んどないもの、 その他の病虫害にあつて はその被害が果皮にとど まり目立たないもの。
傷 害		被害のないもの。	同 左	裂傷、打傷等の生傷及び 圧傷のないもの、枝ずれ 等のすり傷にあつては <u>目</u> <u>立</u> た <u>な</u> いもの。
核 割 れ		ないもの。	外観から殆んど核割れが <u>認められないもの。</u>	外観から核割れが目立た ないもの。
日 焼 け		ないもの。	同 左	<u>目</u> 立た <u>な</u> いもの。

注) 一果の等級別基準は、上記のとおりとするが、欠点の度合いによっては若干の伸縮を許容し、複数の欠点を有するものは、それらを総合して等級を判定するものとする。

注 1 ～は筆者による。

2 別表、着色割合に示したカッコ内の数字は昭和58年改正までの数値である。

3 大 小 基 準

階級区分	事 項	基 準 果 重	1 パックの穴数
L L		310g以上380g未満	15個または16個
L		250 〃 310 〃	18 〃 20
MA		230 〃 250 〃	22
M		200 〃 230 〃	25
S		170 〃 200 〃	28

注) 基準果重 380g 以上のものを 3 L とし、1 パックの穴数を 13 個、基準果重 140g 以上 170g 未満のものについては S S とし、1 パックの穴数を 32 個とすることができる。

4 包装基準

ア 箱の大きさ

型 式	長 さ (内法)	幅 (内法)	深 さ (内法)	摘 要
両面A式	460	305	85	(1) グンボールは、外装用第4種以上で、箱の強度は耐圧450g 標準とする。 (2) グンボールは、耐数性接着剤を使用したものとする。
			90	
			95	

注) 通気孔として、側面に直径20mm以内の穴を2個あけることができる。

イ バックの穴寸法

階級区分	事 項	穴 数	穴 の 直 径	穴 底 の 直 径
L L		15個または16個	88mmまたは86mm	64mmまたは56mm
L		18 20	83 80	54 52
M A		22	78	51
M		25	75	49
S		28	71	47

注) 1 穴の直径は、上部より10mm下部の位置の大きさである。

2 3 L (穴数13) のものの穴の直径は92mm、穴底の直径は74mm、S S (穴数32) のものの穴の直径は66mm、穴底の直径は47mmとする。

された当初は加工用が主力であった。以上の諸事情により、(生食用＝市場出荷向けの) ももの全県一本の規格化は遅れていた。

表－5は福島県の「要綱」で設定項目の1. 品位基準, 3. 大小基準, 4. 包装基準については他とも共通している。しかし2. 1果の等級および1. 品位基準の別表「着色割合」など、等級区分のうえでは細かい指標が設けられている。これらの品位基準のなかで特徴的なのは、格付けのメルクマールが色沢の熟色と着色割合(パーセンテージ)といった外観志向をきわめて強く表わしていることである。しかも、昭和58年改正の「要綱」では秀・優2等級に「良」を加え、実質的に優の下限の引上げをしていること。さらに着色割合も秀・優を中心に5～30%のアップを計っている。また、同改正では、大小基準についても(注)記として3 L (13個)を加え、大玉志向に対応している。なお福島ももの大小基準について付言すれば、等級別の果重基準は全国規格のそれを下限として、上限に向って20～30gの中をもたせている。

ここにも大玉果による「差別化」志向が表われてきているのである。

4. 小 括

以上、ももの全国規格化の動きと山梨、福島の大産地のそれぞれの規格・格付けの実態について管見してきた。こんにち、ももの規格・格付けは産地間競争の激化のなかで、商品差別化を強め規格基準を厳正化する方向が強められている。具体的には等・階級の基準を上げて厳選するといった産地側の対応がみられる。これを産地、農民の対応と関連させて指摘すれば次のとおりである。

第1に、等級区分については色沢が重要なポイントとなっており、もも独自の赤みを帯びていることが必須条件となっている。このため、もも栽培農家の間ではシルバーマルチ——樹園内に銀紙状のシートを敷き、太陽光を反射させて果皮の着色を強制的に促進する——が急速に普及しつつある。これによって着色コントロールが可能になってきているのであるが、こうした技術的「改善」はももの（実質的な）品質改善には直接結びついていないのが現状である。⁴⁾いいかえれば、品位基準、等級区分の厳選（競争）化は、結果的にこうした農民の対応を促進しているといっても過言ではない。

第2は、階級区分については大玉志向が著しくなっている点である。本節を通じてみてきたように、山梨、福島ともに5 kg箱22個入り以上（福島ではMA以上）の階級区分が細かく設定されてきている。つまり、13個入りの最大果に到るまでの呼称区分を分けて大玉生産に対応する形で県規格が改正されてきているのである。産地、農民の側で進行している大玉志向を県の側でも是認していることが指摘されよう。

以上のように、「産地間競争激化→『差別』→規格の厳正化→等階級の色沢・大玉志向」が更なる産地間の競争関係を惹起するといった循環関係がますます増幅されてきているのが現状である。

つぎにこうした「循環」がなぜ起きてくるのか、そしてこの結果、産地にいかなるインパクトが加えられているのか考察して行く。

4) シルバーマルチ導入により、ももの着色に要する日数は従来の10日間から3日に短縮されるようになってきた。しかし、登熟期間が短縮されることは逆に食味（糖度）を低下させることになる。ここに「外観志向の強化」の大きな矛盾があるといえよう。

Ⅲ. ももの規格・格付けの性格一産地の対応と関連させて一

1. ももの価格形成と規格・格付けの性格

本節ではももの規格・格付けの性格とその経済的評価について考察を進める。すでに、明らかにしてきたとおり、産地間競争の激化とともに規格の厳選化（競争）がますます強められている。それは商品差別の手段とされているばかりか、「価格」実現のうえからも重要な戦略として重視されてきているのである。これが結果的には、さまざまな形をとって、価格格差として現象してくるものとみられる。そこでまず、この価格格差について検討を加え、規格厳選化を促迫している基本要因を示しておきたい。

(1) 産地間・農協間の価格格差

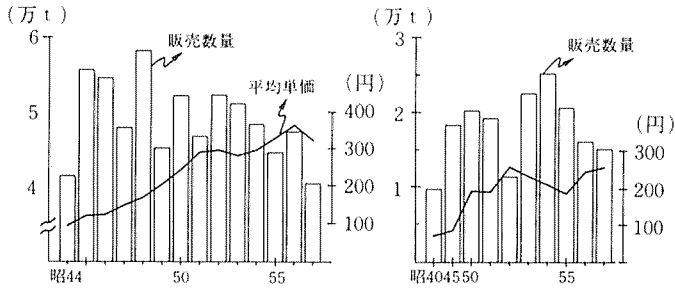
ももの産地間の価格格差については、東京（中央卸売）における山梨・福島のkg当りの平均価格に開きがみられたことはすでに示唆したとおりである（Ⅰの図－6）。一方、産地側に着目しても図－7に示したとおり、連合会レベルで価格差が認められる。両県間の格差が生じてきている基本的要因については記述のとおりである。だが、ここで問題となるのは、こうした価格差はすでに産地の単協レベルでも生じていることである。

これを今回の調査でデータの得られた山梨県下の農協でみると図－8のとおりである。同図は山梨県果実連加入農協（84）のうち、販売額の上位15農協についてkg単価と販売数量を示したものである。上位農協だけに販売数量では1農協当りの平均水準をどれも上回っている。しかし、kg単価ではトップの445円から15番目の252円まで、190円余りの開きがみられ、平均価格の323円をまたいで分布していることが解る。県全体で平均価格をこす水準の農協が20、そのうちの7農協のみが販売高上位15位内に入るにすぎない。販売数量の多寡は販売価格の高安に必ずしも一致していないのである。それだけに、農協間の価格のバラツキも大きく、これが格差となって現われてきているといえよう。

(2) ももの品種による価格格差

図－9は山梨・福島両県で栽培されているももの代表的な5品種について、産地農協別に平均販売価格（kg単価）と販売量を示したものである。品種ごとに単価の高い農協から低い農協について線分を結ぶと価格差の幅と販

(1) 山梨県果実連のもも販売実績 (2) 福島県経済連のもも販売実績

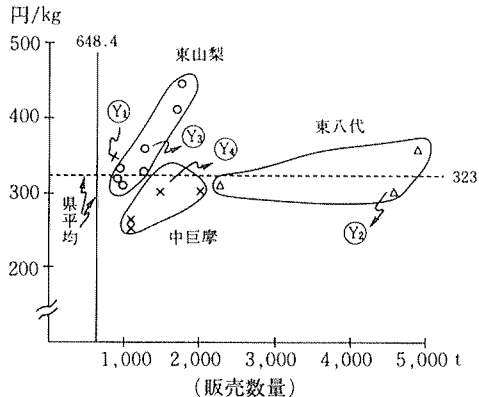


注：山梨県果実連，福島県経済連資料より作成。

図-7 山梨，福島の連合会レベルでの平均単価，販売数量の比較

売量の大小がわかる。

まず，品種ごとの価格差についてみると，最高値のY₁の倉方が484円となっているほかは，白鳳 (Y₁)，砂子 (Y₁)，白桃 (F₂) の上限は364円から340円の水準にある。大久保は上限が低く305円 (F₂) となっている。また下限価格は白桃 (Y₄) が最も高い291円となっているほかは，白鳳 (F₁) 大久保 (Y₂)，砂子 (F₁)，倉方 (F₁) は201円から178円の幅がある。これらのうち，価格差に最も開きがあるのは

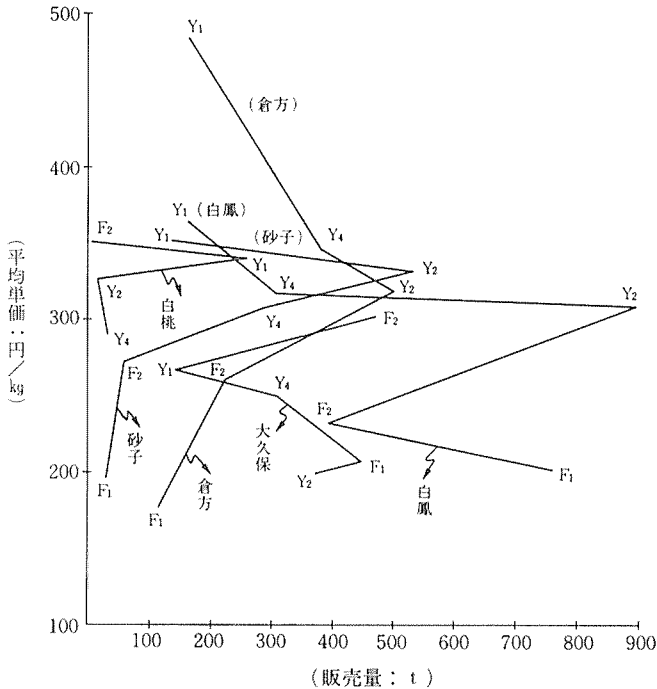


- 注：1. 山梨県果実連資料より作成。
2. 主要農協とは山梨県内の販売額上位15位までの農協。
3. 図中の地名は地域（地方）をさす。
4. Y₁ ~ Y₄ は調査農協である。

図-8 山梨県下主要農協のもも販売数量kg単価 (昭58)

倉方で，上下限に300円以上の差がみられる。逆に最も差の小さいのが白桃の60円で，これ以外では100～160円の開きとなっている。このように，同一品種であっても1kg当りで多いもので300円以上の価格差が生じているのである。

また，図中にドットした農協ごとに注目して品種間の価格差をみれば，単



注：1. Y₁, Y₂, Y₄は山梨県下の, F₁, F₂は福島県下の農協をさす。
2. F₁の白桃はない。

図-9 山梨、福島農協別、もも品種別にみた単価と販売量

価が高位水準にあるY₁で大久保の267円から、倉方の484円まで217円の中になっている。逆に最も差の小さいのはF₁で、倉方の178円、大久保207円と30円程度となっている。もっとも、他のY₁, Y₂, Y₄では大久保が最安値の品種であって、これがF₁では最高値になっており、それが農協間に生じている価格差の表われにすぎない。このようにみえてくるなら、市場での人気が薄れてきた大久保を多く取扱っているF₁, F₂ (福島)と山梨県下のグループとの間に価格差が生ずることはある程度説明がつく。

ともあれ、ももの品種によってかなりの価格差が存在し、しかもこれが農協間の価格差とも絡み合っていることが指摘される。

(3) 等階級別価格格差

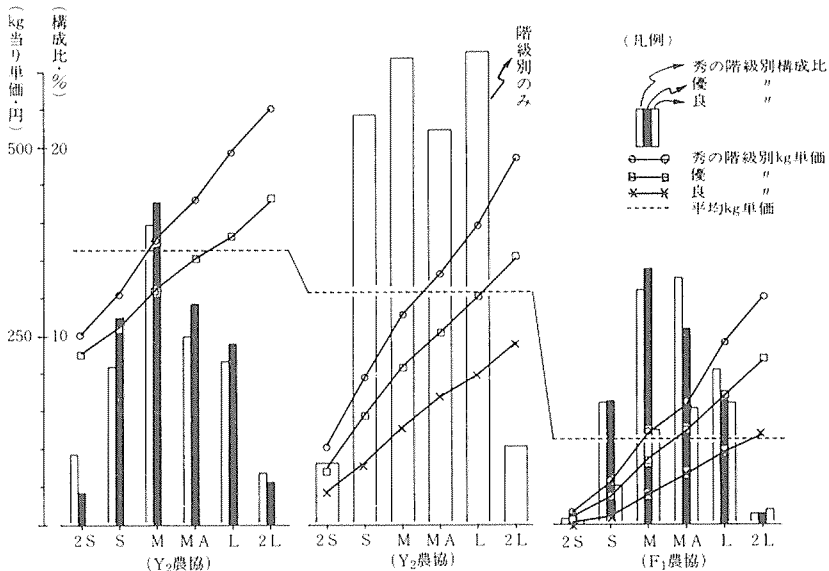
いまひとつの価格格差の問題は等階級との関連についてである。図-10は

本調査でデータの得られた産地農協の等階級別の販売価格（kg/円）と出荷比率を示したものである。

まず、図中に破線で示した平均単価をみるとその差が著しい。 Y_1 が323円、 Y_2 が309円、に対し、 F_1 は114円にすぎない。この差を反映して、同一の等階級でも農協間で格差がみられる。すなわち F_1 でもっとも価格の高い秀の2Lの300円は、 Y_2 の優のLと同等、 Y_1 の優のMAを下回る水準にすぎないのである。

また、それぞれの農協について等階級の価格をみると、上位等階級へ行くほど価格は高くなりそのカーブは上向きに開く傾向にある。したがって、等階級間で各々のカーブがクロスすることは皆無である。つまり、等級が上位になるほど上昇カーブは急な傾斜を描いているのである。このため、同一等級ごとに階級別の価格差をみると、上位等級の方が価格差が大きく出ることになる。例えば、秀級の2Sと2Lで比較すると、 Y_1 では254円－551円、 Y_2 で109円、490円、 F_1 でも149円－300円と2倍以上の開きとなっている。

つぎに等階級別の出荷比率をみよう。等級比率では、秀率が Y_1 53.1%、



図一〇 もも産地農協にみる等階級別価格差と等階級別出荷比率（白鳳）

F₁41.1%優率はY₁46.9%, Y₂43.4%, F₁38.1%, 良率はY₂27.6%, F₁20.8% (Y₁は良級は秀級との抱き合わせ販売をしているため不明)である。Y₂のみ優率の方が高くなっているが, Y₁, F₁は秀率がもっとも高くなっている。また, 階級比率ではMA以上の累計でY₁が45.2%, Y₂が50.3%, F₁が52.7%である。このうち, 2Lの比率はY₁5.1%, Y₂4.2%, F₁2.0%と低く, MからLにかけての階級比率が高くなっている。これらの比率は, 概して天候に左右されるほか, 品種間に大きな差異が認められ, 価格形成上の直接的なインパクトは相対的に小さいとされている。

以上, 同一品種(白鳳)に代表させて等階級別の価格格差をみてきたが, 上位等階級に向って格差が拡大していることが認められた。また, 同様なことが他品種の間でも指摘できる。表-6はこのことを示したものであるが, ここでは提示するに留める。

このようにみてくると, 上位等階級志向を経済的に規定しているのは, まさにこうした「価格格差拡大」型の価格形成にあるといえる。前節の小括

表-6 品種別にみた価格格差の拡大 (Y₂農協)

	2 L	L	MA	M	S	2 S
布 目 秀	341.5	241.5	179.2	128.3	77.4	37.7
優	235.8	173.6	134.0	96.2	54.7	26.4
並	164.2	118.9	86.8	60.4	30.2	13.2
砂 子 秀	273.6	188.7	139.6	101.9	69.8	34.0
優	200.0	143.4	105.7	81.1	54.7	28.3
並	143.4	103.8	75.5	50.9	30.2	13.2
倉 方 秀	222.6	158.5	122.6	92.5	62.3	32.1
優	175.5	132.1	100.0	77.4	52.8	24.5
並	141.5	101.9	79.2	56.6	34.0	15.1
松 森 秀	379.2	256.6	188.7	130.2	75.5	41.5
優	286.8	207.5	153.9	100.0	56.6	28.3
並	215.1	149.1	109.4	73.6	41.5	20.8
大久保 秀	130.2	84.9	60.4	43.4	26.4	13.2
優	98.1	66.0	59.9	32.1	18.9	3.8
並	71.7	47.2	32.1	20.8	9.4	1.9

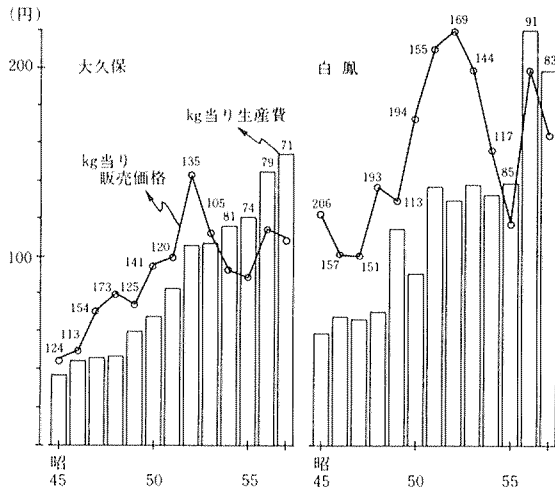
注: 1 Y₂農協の品種別・等階級別もも単価について, 全平均単価で除した数値である。

2 等級間・階級間それぞれについて上位になるほど指数の開きかたが拡大している。

で示唆した「循環」関係は、一方では産地間競争の激化に促迫されつつも、他方には、価格格差が厳存する、二重の規制を受けていることになる。そのなかであって、規格・格付けはつぎのような位置と性格下にあるといえよう。

すなわち、第1には、いうまでもなく市場・流通における商品差別の基準（手段）としての性格を帯びていること。そして第2は、産地においては価格格差を拡大し上位等階級志向を一層助長していくこと。このため、第3として、もも生産じたいが規格・格付けの下に従属し、かつ緊縛されてきていることが指摘される。

つぎに、産地・農民はなぜそうした「価格」追求の上位等階級志向へと走らざるをえないのか。このことについてみておく。その根本的な要因は経済収支の悪化にある。図-11は山梨・福島に共通したものの代表的品種、大久保と白鳳についてkg当りの生産費と販売価格を対比させたものである。これによれば、生産費は年々増加傾向を辿っていることが解る。他方、販売価格はいずれも昭和52年の143.9円（大久保）、220.4円（白鳳）をピークに大きく落ちこんできた。そして、大久保は昭和54年、白鳳が55年に、それぞれ収



- 注：1. 農水省「果実生産費統計」より作成。
2. 図中の数値は販売価格の生産費充足割合（販売価格／生産費）を示す。

図-11 もものkg当り生産費と販売価格

支の逆転がみられる。つまり、販売価格が生産費を割り込む、赤字が表面化している。こうした収支の悪化の兆候は、すでに昭和48年以後に現われている。図中表示した数値(販売価格でどれだけ生産費を賄っているか)についてみると、昭和48年の173(大久保)、194(白鳳)をピークにして年々の低下が明らかとなる。こうした傾向がもも全体に共通してみられるのである。

となれば、もも栽培農家は経営の再生産を計るうえで、必然的に「価格」追求へと走らざるをえなくなる。なお、ここでさらに生産費増加の内容について検討される必要があるのだが、次の機会に譲らざるえなかった(今後の課題としたい)。

2. ももの共選体制と規格・格付け

ももの格付けが実際に行なわれるのは選果場である。収穫されたももは選果場に集荷され共同選果にかけられる。ももの選果の過程は通例、次の手順で行われている。

(1)搬入されたももは選果員によって等級別に選果機のトレイに乗せられる。トレイはベルトコンベアのように流れ、自動秤量機の上を通過して行く(これは重量選果機の場合・選果機はこの他に形状選果機で大きさを判定して行くものもあるが、今回の調査では山梨のY₁農協を除いては皆重量選果機で、現在ではこれが主流であった)。ももが秤量機を通過したとき、計数機と連動され、別室のマイクロコンピュータに生産者ごとの出荷個数が打ち込まれて行く。

(2)この過程を過ぎると、重量(階級)別にももが流れ落ち、傍に待機している作業員の手によって段ボールの容器(緩衝材のバックが入っている)にももが詰め込れて行く。箱詰にされたももは等階級をチェック(目視確認)を受けた後に、梱包されて1ヵ所に集められる。

(3)この後、多くの場合予冷がかけられてから各地に出荷されて行く(Y₂農協のみはまだ実験段階であった)。予冷施設導入は福島の方が早く、山梨はここ4～5年来でようやく6農協に予冷库が導入されたにすぎない。

以上が連続した流れ作業で行われているが、(1)、(2)の工程は選果機1台に対して1セットの作業組となっている。おおかたの選果場では2セットから3セットの構成(ライン数)がとられている。セット当りの人員は、①選果員が4～8名、②箱詰め、その他の作業員で20～30名程度となっている。こ

のようにして、ピーク時には100名前後の人員が共同選果作業に携わることになる。これらの人員は生産農家からの出労、町内近隣からの主婦、学生、定年退職者などによって確保されている。また選果員については特別な能力・経験を要するため、青森あたりのりんご選果の経験がある者を雇入れ、これが常連化しているケースが山梨・福島を問わず散見される。

こうした選果場運営は施設・機械等については農協有（国営の補助事業にその導入を負うところが大きい）のものを利用しているが、諸経費については生産者から徴収される。その内訳は表7、8にみるとおりである。概して人件費によって6割近くが占められている。なお、F₁の共選経費は資材込みになっているため、資材費の割合がきわめて高くなっている。選果場運営の費用のみに注目してみれば、資材費を控除した残りの100円に対する労賃は54%になることになろう。また、農協決算の販売経費内訳をみると、運賃（F₁が18.0%、Y₄が9.5%）、資材費（F₁15.2%、Y₄10.5%）の2費目の割合が高くなっている。

ところで、こうした共選体制を最近のものの規格・格付け厳選化との関連では次のような実情にある。

第1に、規格・格付けの厳選化はまず、選果員の作業負担が著しく増えることである。選果機が導入されているとはいえ、等級分けは選果員の目視、手作業に依存している。これを厳選することは、選果員にとって「労多くして功少なし」といわしめるに余りある。しかも等級が1ランク違えば、出荷農家の経済利害に直接係わってくることであるし、それだけに選果員への風当たりも強くなってきている。

第2に、厳選化は共同選果作業の効率低下につながっており、これをカバーするために選果場の作業人員を確実に増やしている。調査農協での聴き取りによればセット当りで10人以上の増員を余儀なくされたとする農協がほとんどであった。このことは、結局のところ人件費を大巾に膨張させて選果経費の増嵩となって農協や農民にはね返ることになる。

第3に、経費増嵩はそれのみに留らず、資材費についても増加のインパクトが働く。厳選化することにより荷姿は多種になり、その分だけ多くの種類の資材（段ボール箱、バック）を必要とし、全体として資材コストは引上げられざるをえないのである。

表一 7 產地農協にみる共同選果経費

(その2)

	Y ₂		Y ₃		Y ₄	
	費目・単位	円	%	費目・単位	円	%
① 徴収費用	もぎ箱当り (7.5kg)	160円		1 個当り	5	
② (内 訳)						
③ 共選場諸掛		約5,000万	100.0		3,000万	100.0
④ (内 訳)	労 務 費	3,000万	60.0	人 件 費	2,500万	83.3
	利用費(施設)	1,300万	26.0	水道・電気	150万	5.6
	役員手当	100万	2.0	食費・旅費	400万	22.9
				修繕費	65万	3.7
				その他	145万	8.3

(その2)

	F ₁			F ₂			F ₃		
	費目・單位	円	%	費目・單位	円	%	費目・單位	円	%
① 徴収費用	1箱(5kg)	255	100.0	kg 当り	56		kg 当り	14	
① (内 記)	資材費	155	60.8	資材費	31	55.4	勞務費	10	71.4
	勞賃	54	9.4	勞務費	15	26.8	管理費	4	
	利用料	10.5	4.1	償却費	5.5	9.8			
	雑費	5.5	2.2	予冷費	4.5	8.0			

表-8 産地農協の販売経費

(その1) F₁農協

販売金額	24,347万円	100.0
市場手数料	1,704	7.0
県経済連手数料	244	1.0
農協手数料	730	3.0
価格保障積立	1,059	4.3
運賃	4,390	18.0
包装資材	3,693	15.2
共通経費	1,934	7.9
その他(宣伝)	25	0.1

(その2) Y₁農協

	千円	%
販売金額①	447,642	100.0
口 銭	41,765	9.3
市 場		7.0
連 合 会		0.43
農 協		1.9
資 材 費	47,046	10.5
※共通償却費	29,404	0.7
運 賃	42,477	9.5
そ の 他		
小 計②	160,661	35.7
①-②	286,981	64.1

第4は、規格・格付けの厳選化と併行して予冷出荷が増えてきており、予冷庫導入により、償却費、光熱費などの諸経費が共通場運営の上で重圧となっているケースが多くみられた。

規格・格付けの厳選化は、以上のような問題を惹起しつつある現状が指摘される。

3. 小 括

以上みてきたように、ものの規格・格付けの厳選化（競争）は産地の間にさまざまな問題を投げかけてきた。

そのひとつは、ものの価格格差の厳存とその拡大傾向であった。それは近年のもの生産の経営収支が悪化するなかで、上位等階級志向が強くなり、更なる厳選競争を増幅してきた。このため産地・農民はこうした規格・格付けのもとに深く組み入れられ、ものの生産過程はますます流通サイドからの規制を受けることになる。つまり、もの生産じたいの規格・格付けへの従属が進展していることが特徴付けられる。

いまひとつは、共同選果体制に対する経費増と諸負担の加重がみられたことである。つまり、「流過程に延長された生産過程」が選果労働、選果場運営などに渡って、質的にも量的にも肥大化してきているといえる。これらは現実にはコスト増をもたらすものであるが、最終的には社会的空費の増嵩

となって結果するであろう。

おわりに

かくして、ももの規格・格付けは厳選による差別化の一手段として機能するようになってきた。それはいうまでもなく、昭和50年代に入って一層熾烈化する産地間競争によって加重されてきているとみてよい。そしてその現実的契機となっているのは、産地段階におけるもも作経営収支の悪化と流通段階における等階級間の格差拡大型価格形成である。それゆえ、産地では上位等階級志向が強められてきている。このため、もはやももの品質的差異にもとづく競争は、果皮（表面上）の色沢や玉の大小を差別するうえでの規格・格付けへと性格の変容が看取されるのである。同時に、厳選化は共選体制にも多くの労苦を課しているし、また経費を増嵩することによって（社会的）冗費部分を拡大してきていることも指摘できる。

本来、農産物の規格・格付けは多様な品質をあらかじめ設定された基準にもとづいて分類し、商品としての標準化をはかる尺度として機能するものであった。それは農産物の取引きを合理化し、生産者に対しては品質差による生産物の客観的評価を示す尺度でもあった。だが、現実に展開されている産地間競争の激化は、こうした規格・格付けの本来の役割と限度をこえはじめているものとみられる。その意味において、少なくとも、ももの現行の規格・格付けのあり様について再検討されるべき必要がある。またそうした時期にきているのではなかろうか。

〔付記〕

本稿は農産物検査制度研究会『農産物の規格と検査制度に関する調査報告書』（北海道農産物協会、昭和59年11月）所収の「青果物の産地間競争と規格・検査（2. もも）」に加筆修正したものである。

青果物の産地間競争と規格・検査

補表 ももの品種と特徴 (概要)

品種名	両親名	育成地	樹勢	熟期	果実の形状	果皮の着色	果肉色	1果重 果実の大きさ	酸味	肉質	日持
布目早生	不 明	愛知県	中	6 / 下旬	短楕円	少い	乳白色	180g 中～中	かすか	ち密	不良
砂子早生	偶然実生	岡山県	中	6 / 下～ 7 / 上旬	短楕円	多い	白色	230g 中～大	かすか	やや ち密	不良
倉方早生	(タスカン×白) (桃×実生種)	東京都	中	7 / 上旬	円形	中	白色	230g 中～大	かすか	やや 粗	中
松森早生	白鳳の枝変り	山梨県	中	7 / 上 ～中旬	円形	多い	白色	200g 中～中	かすか	ち密 軟	中
白 鳳	白桃×橘早生	神奈川県	中	7 / 中 ～下旬	円形	中	白色	230g 中～中	かすか	ち密	中
大久保	偶然実生	岡山県	中	7 / 下～ 8 / 上旬	円形	多い	白色	260g 中～大	わずか	多少 粗	中
山根白桃	不 明	山梨県	中	8 / 上旬	扁 円	多い	白色	中～大	わずか	粗	中
西野白桃	偶然実生	山梨県	中	7 / 下～ 8 / 中旬	円形	多い	白色	250g 大	かすか	ち密 軟	中
白 桃	偶然実生	岡山県	強	8 / 中 ～下旬	円形	難	白色	250g 大	かすか	ち密	やや 良
浅間白桃	高陽白桃の 枝変り	山梨県	中	8 / 上 ～中旬	円形	多い	白色	大	かすか	—	中
のと早生	浅間白桃の 枝変り	山梨県	強	7 / 中旬	円形	多い	白色	230g 中～大	かすか	軟 ち密	中
八幡白鳳	白鳳の枝変り	山梨県	中	7 / 上旬	円形	多い	白色	中～中	中	軟密	やや 良
サマー エース	白鳳の枝変り	山梨県	中	6 / 下～ 7 / 上旬	扁 円	中	白色	230g 中～大	わずか	軟 やや密	不良
日川白鳳	白鳳の枝変り	山梨県	中	7 / 上旬	扁 円	多い	白色	250g 中～大	中	—	中
山梨白鳳	偶然実生	山梨県	中	7 / 上旬	短楕円	多い	白色	中～大	中	軟密	中
百田白桃	山根白桃の 枝変り	山梨県	中	7 / 中旬	扁 円	多い	白色	250g 中～大	わずか	軟 やや粗	中
大玉松森	松森早生のうち から選抜育成	山梨県	中	7 / 上 ～中旬	円形	多い	白色	300g 大～大	かすか	軟 やや密	中
清水白桃	偶然実生	岡山県	強	8 / 中旬	円形	難	白色	中～大	かすか	ち密	不良
志賀白桃	偶然実生	長野県	強	8 / 下旬	円形	多い	白色	大	わずか	密	やや 良
千曲白鳳	白鳳の枝変り	長野県	中	8 / 下旬	扁 円	中	白色	中～中	かすか	—	中

注：山梨県庁資料より引用作成。